

資 料 編

用語解説

数字は当該用語が記載されているページを表示しています。

あ 行

預かり保育 (13, 17, 38, 45)

保護者の希望に応じて、教育時間 4 時間を標準とする幼稚園及び認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）において、教育時間の前後や、土曜日・日曜日・長期休業期間中に教育活動を行うもの。

遠隔研修 (38, 39)

ICT 機器等を活用して複数の会場を接続し、リアルタイムで映像や音声を双方向でやりとりすることで実施する研修。

延長保育 (45)

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を行うもの。

園外研修 (11 ほか)

他園や関係諸団体、行政機関が主催する研修。

園内研修 (11 ほか)

幼児教育施設内の全教職員が自園の教育・保育目標に対応した幼児教育施設としての課題を解決するために、共通のテーマを設定し、幼児教育施設全体で組織的・計画的に取り組む研修。

オンディマンド教材 (20, 39)

インターネットに接続したパソコンやタブレットから視聴することができる動画などの研修教材。

か 行

学習指導要領 (5, 6, 21)

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等について文部科学省が大綱的に示したもの。

学校関係者評価 (32, 33)

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

カリキュラム・マネジメント (12 ほか)

幼児児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

教育課程 (5, 11, 17, 25)

学校教育の目的や目標を達成するため、幼児児童生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

教育支援委員会 (27)

早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から、市町村教育委員会設置の「就学指導委員会」の機能を拡充した組織。市町村教育委員会のほか、都道府県の教育委員会に設置されている。

切れ目のない一貫した指導や支援 (26, 27)

発達障がい者はもとより、障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいを早期に発見し発達支援を行うとともに、障がい者の自立と社会参加のため、学校教育における支援や就労に向けた支援など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じて、かつ、関係機関及び民間団体相互の連携の下、切れ目なく一貫して行われる指導や支援。

子ども・子育て支援新制度 (3, 5, 9)

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる子ども・子育て支援 3 法）に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

個別的教育支援計画 (26, 27)

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） （45）

保護者や地域が学校運営に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる。

さ　　行

支援ファイル（27）

全ての子どもが発達段階に応じて、よりよい支援を受けるとともに、保護者と関係機関の間で情報の共有化を円滑に行うことを目的として作成される、子どもの個性や特徴、成長過程やこれまで受けてきた支援等を記したファイル。学齢時期に個別の教育支援計画に移行する。

児童館（45）

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かで健全な児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

児童相談所（27）

児童に関するさまざまな問題について、家族などからの相談に応じ、診断・判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設・里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。

社会に開かれた教育課程（6）

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくというもの。

食育（12）

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スタートカリキュラム（6, 15, 17, 20, 29）

幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などを行う工夫。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（5）

子どもの体力が低下している状況に鑑み、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が全国の小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に平成20年度から実施している調査。

専門家チーム（27）

学校の要請に応じて訪問し、幼児児童生徒に対して、発達障がいを含む障がいの有無の判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

た　　行

待機児童（9）

希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

第三者評価（32, 33）

幼児教育施設と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価。教育・保育活動等の成果を検証し、幼児教育施設運営の改善と発展を目指すもの。

地域学校協働活動（45）

地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動。

特別支援教育（12, 26, 27）

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援学校幼稚部教育要領（2, 3, 5）

特別支援学校幼稚部における教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、特別支援学校幼稚部が編成する教育課程等の大綱基準として、学校教育法に基づいて文部科学省が定めたもの。

特別支援教育に関する基本方針（4, 26）

本道における特別支援教育の推進に関する基本的な考え方や特別支援教育の充実に関する方向性や方策を示したものの。

な　　行

認定こども園（2ほか）

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設。以下の4類型がある。

- 幼保連携型認定こども園
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 幼稚園型認定こども園
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 保育所型認定こども園
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 地方裁量型認定こども園
幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

は　　行

非認知的能力（5, 15, 24, 25）

根気強さ、注意深さ、意欲、自信といったIQや学力で測ることのできない能力。

ブックスタート事業（43）

市町村の保健センター等で行われている乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃん絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す事業のこと。

なお、市町村によっては、健診の場で絵本の読み聞かせを行うなど、ブックスタートに準じた事業を実施しているところもある。

ポータルサイト（47）

インターネットを利用する際に、目的のWebサイトや閲覧したいWebページにたどり着くための入口となる検索エンジンやリンク情報などを備えたWebサイトのこと。

保育教諭（2, 9, 37）

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で教育・保育に携わる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

保育サービス（44）

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、子どもの健全な育ちを支援する対人サービス。

保育者（2ほか）

幼児教育施設において教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を指す。

保育所保育指針（2, 3, 5, 6, 15, 34）

児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について厚生労働省が定めたもの。

放課後子供教室（45）

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。

北海道家庭教育サポート企業等（43）

北海道における家庭教育の一層の推進を図るため、道教委と協定を締結し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等。

北海道教育推進計画（4）

教育基本法第17条第2項に基づき、北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、北海道教育委員会が2018（平成30）年度から5年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものの。

北海道総合教育大綱（4）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を、北海道知事が定めたもの。

北海道総合計画（4）

北海道を取り巻く経済社会情勢の変化などを適時・的確にとらえ、長期的な展望に立って、道が進めるべき政策の基本的な方向性を示すため、2016（平成28）年度から10年間を計画期間とする計画。

幼児（2ほか）

幼児とは、狭義では、「幼稚園」又は「特別支援学校幼稚部」に在籍する者を指すが、本方針では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「園児」、「保育所保育指針」における「子ども」又は「乳児」をも含め、ゼロ歳から小学校等就学前までのすべての子どもを指す。

幼児教育（2ほか）

本方針においては、ゼロ歳から小学校等就学前までのすべての乳幼児に対する教育を意味し、幼稚園・保育所・認定こども園・特別支援学校幼稚部における教育・保育はもとより、家庭や地域社会など幼児が生活するすべての場において行われる教育を指す。

幼児教育施設（2ほか）

幼稚園・保育所・認定こども園及び特別支援学校幼稚部を指す。

幼稚園教育要領（2, 3, 5）

幼稚園における教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、学校教育法等に基づいて文部科学省が定めたもの。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

（2, 3, 5, 6）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容について、内閣府が定めたもの。

北海道幼児教育振興基本方針策定経過

＜有識者会議（北海道幼児教育研究協議会による協議）＞

平成28年12月 7日	北海道幼児教育研究協議会設置
	平成28年度第1回北海道幼児教育研究協議会
平成29年 2月15日	平成28年度第2回北海道幼児教育研究協議会
3月21日	平成28年度第3回北海道幼児教育研究協議会
7月 7日	平成29年度第1回北海道幼児教育研究協議会
11月16日	平成29年度第2回北海道幼児教育研究協議会
平成30年 1月18日	平成29年度第3回北海道幼児教育研究協議会
3月26日	平成29年度第4回北海道幼児教育研究協議会
5月 9日	平成30年度第1回北海道幼児教育研究協議会
5月25日	平成30年度第2回北海道幼児教育研究協議会（書面開催）
8月10日	平成30年度第3回北海道幼児教育研究協議会
11月15日	平成30年度第4回北海道幼児教育研究協議会

＜パブリックコメント等＞

平成30年 6月21日～ 7月20日	道民意見提出手続（パブリック・コメント）等の実施 （回答：7個人・7団体）
-----------------------	--

＜庁内における検討会議＞

○総合教育会議

平成29年10月25日	<u>平成29年度第3回総合教育会議</u> 講演・協議「今後の幼児教育について」 （講演：無藤 隆 白梅学園大学特任教授）
平成30年 6月22日	<u>平成30年度第1回総合教育会議</u> 講演「乳児期からの幼児教育」 （講演：大方 美香 大阪総合保育大学学長） 協議「(仮称)北海道幼児教育振興基本方針（素案）」について

○幼児教育振興連絡協議会（局長級）

総務部	法務・法人局長
総合政策部	総合教育推進室長（オブザーバー）
保健福祉部	子ども未来推進局長
教育庁	総務政策局長、学校教育局長、特別支援教育担当局長、生涯学習推進局長

○知事部局と教育委員会の連携チーム（幼児教育振興チーム）会議（主幹級）

総務部	学事課
総合政策部	総合教育推進室
保健福祉部	子ども・子育て支援課、地域福祉課
教育庁	教育政策課、教職員課、義務教育課、特別支援教育課、教育環境支援課、健康・体育課、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）、生涯学習課

北海道幼児教育研究協議会委員

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 業 等	団 体 名 等	備 考
杉 本 貢 川 上 松 美	新冠町教育委員会教育長 えりも町教育委員会教育長	北海道町村教育委員会 連合会	～H29. 5、座長 H29. 5～、座長
早 瀬 公 平 星 野 恒 徳	美唄市教育委員会教育長	北海道都市教育委員会 連絡協議会	～H29. 1 H29. 1～
石 川 大 志 堀 川 厚	北海道札幌視覚支援学校長 北海道札幌養護学校長	北海道特別支援学校長 会	～H30. 3 H30. 4～
池 田 洋 松 村 隆 志	札幌市立伏古北小学校長 札幌市立八軒小学校長	北海道小学校長会	～H29. 3 H29. 4～
池 上 由紀子 加 藤 貴 子	札幌市立白楊幼稚園長 札幌市立あつべつきた幼稚園長	北海道国公立幼稚園・ こども園長会	～H29. 3 H29. 4～
川 畠 教 孝	学校法人川畠学園理事長	北海道私立幼稚園協会	
東 峰 雅 博	社会福祉法人のぞみ会理事長 (大町のぞみこども園長)	北海道保育協議会	
宮 崎 啓	社会福祉法人東苑会 旭川あかしあ認定こども園長	日本保育協会北海道支 部	
白 井 慶 子 加 藤 泰 和	学校法人名寄大谷学園 名寄大谷認定こども園園長 学校法人宝誠学園理事長 (別海くるみ幼稚園長)	全国認定こども園協会 北海道地区	～H30. 3 H30. 4～
木 村 義 恭	学校法人登別立正学園 白菊幼稚園長	全国認定こども園連絡 協議会	
平 野 良 明	札幌国際大学短期大学部学長		副座長
吾 田 富士子	藤女子大学教授		
佐 藤 彰 青 田 基 萩 澤 教 達	北海道PTA連合会会長		～H29. 6 H29. 6～H30. 6 H30. 6～
岡 澤 邦 幸 小 田 祐 司	北海道私立幼稚園PTA連合会 会長		～H29. 6 H29. 6～

<庁内委員>

- ・総務部(学事課長)
- ・総合政策部(総合教育推進室参事)
- ・保健福祉部(子ども子育て支援課長、地域福祉課長)
- ・教育庁(教育政策課長、義務教育課長)

<オブザーバー>

- ・教育庁(特別支援教育課長、生涯学習課長)